令和８年１０月６日

入札参加者各位

さいたま市長　清　水　勇　人

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。入札に参加する意向がありましたら、下記要領により自己採点申請書を作成し、入札時に「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。

また、第一順位者に決定した者は、下記要領により作成した技術資料を提出してください。なお、技術資料様式の不備又は添付資料に漏れがあった場合は、技術資料の提出締切日の翌日から起算して３日以内（閉庁日を除く。）に提出があった場合は有効とし評価を行いますが、３日を超えた場合は評価を行いません。

記

１　工事名及び工事場所

（１） 工 事 名：市道 12739 号線外 3 路線道路改良工事（R8）（2 債）

（２） 工事場所：さいたま市見沼区春岡 3 丁目地内外

２　自己採点申請書

- 入札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」を原則として「埼玉県電子入札共同システム」により提出してください。やむを得ず、さいたま市電子入札運用基準７－１「紙入札による提出」の承認を得たものは、自己採点申請書を入札公告に示す入札書提出期間内に書面又はＣＤ－Ｒを持参のうえ、提出してください（期間内必着）。
  - 自己採点申請書及び入札金額見積内訳書は、「入札情報公開システム」の「発注情報」にある添付ファイル「【自己採点申請書兼入札金額見積内訳書】市道 12739 号線外 3 路線道路改良工事（R8）（2 債）.xlsx」を使用してください。
- 評価基準、配点に基づく自社の申告点を正確に記入してください。なお、未記入や配点以外の申告点の記入があった場合には、その項目を「０点」として扱います。また、「企業の信頼性について」は、未記入や配点

以外の申告点の記入があった場合には、評価項目それぞれについて「－２点」として扱います。

- 入札時に「入札書」、「入札金額見積内訳書」とともに「自己採点申請書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。
- 自己採点申請書の記載に不備がある場合、入札が無効になることがあります。

３　総合評価に関する事項

（１）入札の評価に関する基準

各評価項目について、公告時点で有効な「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき加点評価します。

総合評価方式は、特別簡易型とします。

（２）落札者の決定方法

- 無効や失格を除いた入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、入札価格と自己採点申請書の技術評価点から算出した評価値の最も高いものを第一順位者とします。
- 第一順位者から提出された技術資料を評価した結果、評価値が最も高い場合は落札候補者とし、次順位の評価値を下回った場合は、次順位の者から技術資料の提出を求め、評価値の算出を行うものとします。
- 技術資料の評価は技術資料様式に記入された内容を添付資料により確認して採点します。
- 各評価項目の評価点は自己採点申請書による評価値と第一順位者から提出された技術資料により採点した評価値を比較して、低い方の値とします。
- 落札候補者が入札参加条件を満たしていればその者を落札者とします。満たしていない場合は改めて第一順位者を決定します。

除算方式

$$評価値＝\frac{技術評価点}{入札価格}＝\frac{標準点（基礎点）＋加算点}{入札価格}$$

※標準点（基礎点）は１００点とする

※加算点の上限は、特別簡易型２０点とする

※入札価格は、億円単位（例：１億５千万円の場合は1.5）とし、
消費税及び地方消費税を含まない

※評価値は、小数点以下４位までとし、５位を四捨五入する

４　工事概要及び評価項目の選定概要
別添　様式４－１

５　評価項目の対象及び評価点
別添　様式５

様式４－１

工事概要及び評価項目の選定概要（特別簡易型・除算方式）

工 事 名：市道 12739 号線外 3 路線道路改良工事（R8）（2 債）
工事場所：さいたま市見沼区春岡 3 丁目地内外

1　工事概要

（1）工事延長　166m

（2）工事幅員　12.0m

（3）施工内容

道路土工　1 式
排水構造物工　1 式
取付管工　9 箇所
舗装工（車道）　854 ㎡
舗装工（歩道）　233 ㎡
区画線工　1 式
道路付属物工　1 式
構造物撤去工　1 式
人孔高調整工　11箇所
函渠頂版増厚工　1 式
仮設工　1 式

2　選択評価項目の選定理由

（1）項目＿＿＿＿＿＿

選定理由＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式5

評価項目の対象及び評価点の配点表

工 事 名： 市道12739号線外3路線道路改良工事（R8）（2債）　　型　式： 特別簡易型

工事場所： さいたま市見沼区春岡3丁目地内外　　業種別： 土木工事業

特別簡易型	簡易型	技術提案型	項　目	評　価　項　目	ガイドラインにおける配点	特別簡易型	該当	配点	簡易型、技術提案型の配点	簡易型	技術提案型
－	①	－	施工計画の適切性 **（簡易型）**	発注者が指定した施工上の課題への的確性					5.0	◎	
				工程管理の適切性					3.0	◎（1項目選択）	
				品質管理の適切性					3.0		
				安全管理の適切性					3.0		
				施工上配慮すべき事項の適切性					5.0		
①	②	①	企業の技術能力	施工実績					2.0	◎	◎
				工事成績評定（業種別※１）	2.0	◎	◎	**2.0**	2.0	◎	◎
				さいたま市優秀建設工事業者表彰（業種別※１）	1.0	◎	◎	**1.0**	2.0	◎	◎
				ＩＳＯ認証の取得	1.0	◎	◎	**1.0**	2.0	◎	◎
②	③	②	配置予定技術者の技術能力	保有資格	1.0	◎	◎	**1.0**	1.0	◎	◎
				施工経験					2.0	◎	◎
				工事成績評定（業種別※１）	2.0	◎	◎	**2.0**	2.0	◎	◎
				継続教育（ＣＰＤ）の取組み状況	2.0	◎	◎	**2.0**	2.0	◎	◎
				若手技術者の配置	2.0	◎	◎	**2.0**			
			ヒアリング	工事成績評定（直近）（業種別※１）					2.0	選択	選択
				専門性を要する資格					2.0	選択	選択
				専門技術力					2.0	選択	選択
				当該工事の理解度・取り組み姿勢					2.0	選択	選択
				対応能力					2.0	選択	選択
③	④	③	企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力	労働福祉の状況					2.0	◎	◎
				次世代育成支援	2.0	◎	◎	**2.0**	2.0	◎	◎
				若手技術者の雇用状況	2.0	◎	◎	**2.0**	1.0	選択	選択
				週休２日確保の状況	2.0	◎	◎	**2.0**			
				ＣＣＵＳの活用状況	1.0	◎	◎	**1.0**	1.0	選択	選択
				地理的条件					2.0	選択	選択
				地域の安心・安全への貢献の実績	2.0	◎	◎	**2.0**	2.0	選択	選択
				建設機械の保有状況	1.0	◎	◎	**1.0**			
				ボランティア活動の実績					2.0	選択	選択
				手持ち工事量（業種別※１）	2.0	◎	◎	**2.0**			
④	⑤	④	企業倫理や信頼性等	企業の信頼性（複数該当時はその配点を累加）	-6.0	◎	◎	**-6.0**	-6.0	◎	◎
⑤	⑥	⑦	その他	市内下請け	1.0	◎	◎	**1.0**	1.0	選択	選択
				材料調達（材料等示す ）	1.0	選択	－	－	1.0	選択	選択
－	－	⑤	技術提案 **（技術提案型）**						6.0		◎
－	－	⑥	技術提案を実現するための施工計画 **（技術提案型）**						12.0		◎
配点合計					（必須項目）	(24.0)		**24.0**	（必須項目）	(27.0)	(37.0)
加算点上限						20.0		**20.0**		30.0	40.0

※１ 告示に記載の参加資格における名簿登載業種と同じ業種とする。　　◎は必須評価項目

6　技術資料

第一順位者が提出する技術資料は、下記のとおりです。

①　企業の技術能力

必須評価項目

評価項目	提出書類・技術資料について
工事成績評定 **業種別（土木工事業）**	１．様式－３（下記に該当する場合は、必ず提出） 特定共同企業体で受注した工事で、公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受け、その後工事成績評定を受けている場合は、工事成績評定の写しを添付 契約年度は問いませんので、注意すること ２．４者以上の特定共同企業体については出資比率のわかる資料を添付 ３．受注した工事が、公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受け、その後工事成績評定を単体企業のみで受けている場合は、様式－３及び添付資料の提出は不要 ・公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受けた工事の工事成績評定により評価します。 ・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、全ての構成員の対象工事の平均点で評価します。
さいたま市優秀建設 工事業者表彰 **業種別（土木工事業）**	１．単体企業で受賞がある場合は、提出書類不要 ２．特定共同企業体で受賞がある場合は、様式－４及び出資比率が分かる書類 ・公告日の属する年度の前年度及び前々年度における本市の優秀建設工事業者表彰の実績により評価します。 ・特定共同企業体による受賞者は、得点を出資比率により配分します。なお、単体企業での受賞がある場合は、単体企業での受賞を優先し、複数の特定共同企業体での受賞がある場合は、得点の高いものを優先します。 ・対象工事の入札参加資格における名簿登載業種と同じ業種の表彰を対象とします。 ・業者部門における表彰を対象とします。（技術者部門における表彰は評価の対象としません。）

ＩＳＯ認証の取得	１．様式－５（認証の有無は、必ず記載すること） ２．ＩＳＯ認証（エコアクション２１を含む。）取得証の写し ・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が提出してください。 ・認証の有効期限は、技術資料の提出締切日を基準とするので注意すること。

② 配置予定技術者（※２）等の技術能力

保有資格、工事成績評定（業種別）及び継続教育（ＣＰＤ）の取組み状況の評価項目における配置予定技術者、並びに若手技術者の配置についての配置予定技術者及び現場代理人は、当該工事に配置する予定者の氏名等を記載してください（姓が変更になっている場合は、旧姓も併せて記載してください。）。

なお、提出された技術資料に基づき評価をするため記載された配置技術者及び現場代理人の変更は原則としてできません。

実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者又は現場代理人を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限ります。

代わりに配置できる技術者は、評価点が同等以上の者を原則とします。

配置予定技術者又は現場代理人を 1 名に特定できない場合は、複数の技術者（配置予定技術者と現場代理人とを合わせて３名まで）を、配置予定技術者又は現場代理人とすることができます。

例１）配置予定技術者Ａ、配置予定技術者Ｂ、現場代理人Ｃ

例２）配置予定技術者Ａ、現場代理人Ｂ、現場代理人Ｃ

この場合、技術資料は、すべての配置予定技術者及び現場代理人について提出するものとし、配置予定技術者及び現場代理人の評価点は、最も低い評価（これに係る評価点の和が最低）となる者の自己採点をもって算定します。ただし、各評価項目の評価点は自己採点申請書に記載された値を上限とします。

なお、受注後、技術資料に示された配置予定技術者及び現場代理人をやむを得ない事情等により変更する場合には、必ず監督員と書面により協議を行い、承諾を受けてください。

※２　配置予定技術者とは建設業法第２６条の主任技術者又は監理技術者を示します。

必須評価項目

評価項目	提出書類・技術資料について
保有資格	１．様式－６ ２．資格証の写し ３．３ヶ月以上雇用していることが証明できる書類（監理技術者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等） ・主任（監理）技術者は、建設業法第２６条で定めている者とします。 ・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、代表構成員の主任（監理）技術者として配置される技術者を評価します。
工事成績評定 **業種別（土木工事業）**	１．様式－７（下記に該当する場合は、必ず提出する。） 特定共同企業体に従事した工事で、公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受け、その後工事成績評定を受けている場合は、工事成績評定の写し及びＣＯＲＩＮＳの写しを添付 契約年度は問いませんので、注意すること ２．４者以上の特定共同企業体については出資比率のわかる資料を添付 ３．従事した工事が、公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受け、その後工事成績評定を単体企業のみで受けている場合は、様式－７及び添付資料の提出は不要 ・公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受けた工事の工事成績評定により評価します。 ・元請けの主任（監理）技術者、現場代理人として工事完成時点に従事していた工事を評価の対象とします。 ・特定共同企業体で受注した工事で、公告日の属する年度の前年度及び前々年度に、本市の工事完成検査を受けその後工事成績評定を受けている工事に従事していた場合、ＣＯＲＩＮＳに登録されていれば評価対象とします。 ・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、代表構成員の主任（監理）技術者として配置される技術者を評価します。

継続教育（ＣＰＤ）の取組み状況	１．様式－６（取組みの有無は、必ず記載すること） 有の場合は、下記２に示す証明書を添付すること 証明書を添付できない場合は、無とすること ２．指定団体の発行する証明書の写し （単位数、証明期間のわかるもの） ・実績は、配置予定技術者に指定した技術者について提出してください。 ・証明期間は、公告日から起算して過去２年間の内、任意の１年間とします。 ・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、代表構成員の主任（監理）技術者として配置される技術者を評価します。 ・評価対象とする業種は下記、表１の通りです。 ・とび・土工工事業、管工事業、塗装工事業については、施工内容によって土木系（道路付属物、管路埋設、路面標示等）か建築系（外構工事、建物内配管、外壁塗装等）を個別に判断して評価します。 ・特に記載のない業種（機械器具設置工事業など）については、各工事共通の実績のみを評価します。

表１：ＣＰＤ実績評価対象業種一覧

発注業種		評価するＣＰＤ実績、推奨単位
各工事業共通		（公社）日本技術士会　５０単位／年
土木系	土木工事業 舗装工事業 管工事業（管路埋設等） 塗装工事業（路面標示等） とび・土工工事業 （道路付属施設等）	（一社）全国土木施工管理技士連合会 ２０ユニット／年 （公社）土木学会　５０単位／年
建築系	建築工事業 電気工事業 管工事業（建物内配管等） 塗装工事業（外壁塗装等） とび・土工工事業 （建築物外構工事等）	建築ＣＰＤ運営会議を構成している団体 １２認定時間／年
造園工事業		造園ＣＰＤ協議会を構成している団体 ５０単位／年

若手技術者の配置	１．様式－６－２（必須）、様式－６－３（若手技術者を主任技術者に配置する場合で、配置資格要件が実務経験の場合は、必ず提出） ２．生年月日及び３ヶ月以上雇用していることが証明できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等） ３．配置予定技術者については、資格要件を満たす国家資格等の資格証の写し（監理技術者は必須） ・配置予定技術者と同一人物の場合は２、３の書類の提出は不要になります。 ・公告日時点で、３５歳（４０歳）未満（公告日の翌日以降に満３５歳（４０歳）の誕生日を迎えるもの）の技術者で継続して３ヶ月以上雇用されており、かつ配置する場合を評価の対象とします。 ・入札参加者を、特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。

③　企業の社会性や地域で安心・安全な工事を実施する能力

必須評価項目

評価項目	提出書類・技術資料について
次世代育成支援	１．様式－９（届出又は認定の有無については、必ず記載すること） ２．一般事業主行動計画策定・変更届の写し ３．一般事業主行動計画の写し ４．次世代育成支援対策推進法第１５条の２の規定による認定を受けている場合は、特例認定書の写し ・同法第１２条第１項若しくは第４項に基づく届出。同法施行規則第１条の２及び第２条に基づく届出（次世代法・女性活躍推進法　一体型策定届）、又は同法１５条の２の規定による認定 ・一般事業主行動計画における計画期間の有効期間は、技術資料の提出締切日を基準とするので注意すること。 ・入札参加者を、特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。

若手技術者の雇用状況	１．様式－１０ ２．生年月日及び３ヶ月以上雇用していることが証明できる書類(監理技術者資格者証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し 等) ３．資格証の写し ・配置予定技術者若しくは、「若手技術者の配置」の若手技術者と同一人物の場合は、２、３の書類の提出は不要になります。 ・保有資格（１級国家資格者（建設業法による１級技術検定に合格した者）及び１級建築士、技術士の資格）は、該当する種目や部門（保有していることで監理技術者になり得る資格）に限ります。 ・公告日の時点で、４０歳未満（公告日の翌日以降に満４０歳の誕生日を迎えるもの）の技術者を継続して３ヶ月以上雇用している場合を評価の対象とします。該当する１名を記載してください。 ・該当技術者の発注工事への配置は不要です。 ・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。
週休２日確保の状況	１．さいたま市週休２日制適用工事実施証明書（以下「実施証明書」という。）の写し ・公告日時点で、実施証明書の「完成検査日」が過去１年間以内の範囲の日付となっているものを提出してください。 ・添付する実施証明書は、自己採点申請書に記載した実績（週単位、月単位等）と合致する実施証明書を提出してください。 ・入札参加者を、特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。
ＣＣＵＳの活用状況	１．建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）事業者ＩＤ確認資料 ・建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）事業者情報新規登録完了時（または事業者ＩＤ確認問合せ時）に送付される、事業者ＩＤを確認できる資料の有無を評価します。 ・入札参加者を、特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。

地域の安心・安全への貢献の実績	１．様式－１２ ２．協定書又は契約書の写し ３．活動を実施した場合は、活動内容が証明できる書類(案内図、写真等) ４．協定・契約に基づく、本市からの要請・指示等による活動を実施した場合は、要請・指示による活動であることが証明できる書類(指示書等) ・活動実績は、公告日から起算して過去５年以内に「さいたま市との協定・契約に基づく指示等による災害時協力活動」又は「本市内で自主的に行った公共性のある災害時協力活動」を行った実績を評価の対象とします。その中から評価対象とする実績を１件記載してください。 ・公告日において、さいたま市との間に災害時協力活動に関する協定又は契約を締結している場合も評価の対象とします。なお、活動実績と重複しての評価は行いません。 ・協定又は契約は、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と締結しているものとします。 ・「災害時協力活動」とは、地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動をいいます。 ・「災害時協力活動に関する契約」とは風水害に関する「緊急洪水対策業務」や、地震・雪害に関する「災害緊急業務」などの請負契約が該当します。 ・災害時協力活動として行った、パトロールの実績は本市からの要請・指示によるもののみ評価します。なお、防災訓練等への参加実績は評価対象外とします。 ・入札参加者を、特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。
建設機械の保有状況	１．経営規模等評価結果通知書の写し ・公告日時点で、有効な「経営規模等評価結果通知書」の建設機械の保有状況の有無を評価します。 ・入札参加者を、特定共同企業体としている場合は、全ての構成員が該当するものを評価します。
手持ち工事量	１．様式－１４ ・当該年度に発注した総合評価方式の公告日時点における受注工事件数を記入してください。

	・入札参加者を特定共同企業体としている場合は、いずれかの構成員が該当するものを評価します。なお、当該工事の特定ＪＶと同じ構成員が２者以上重複して含まれている場合は、１件とします。

④　企業倫理や信頼性等

必須評価項目

評価項目	提出書類・技術資料について
企業の信頼性	１．提出書類は不要 ・公告日から起算して過去２年間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱による入札参加停止措置やさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱による入札参加除外措置の有無について評価します。 ・公告日の属する年度の前年度及び前々年度におけるさいたま市発注の総合評価方式による工事での提案事項履行の有無について評価します。 ・公告日の属する年度の前年度及び前々年度におけるさいたま市発注工事の工事成績評定６５点未満の有無について評価します。 ・特定共同企業体を構成して施工した工事も評価対象とします。 ・入札参加者を特定共同企業体としている場合で、いずれかの構成員が減点の対象となっている場合は、その構成員を含む特定共同企業体に対して減点評価します。

⑤　その他

必須評価項目

評価項目	提出書類・技術資料について
市内下請け	１．様式－１５ ・下請負人使用の有無と市内に本店を有する企業の選定の有無を記載してください。 ・１次下請負について記載してください。

7　技術資料の提出

（1） 第一順位者になった場合の提出資料

- 第一順位者になりましたら、提出期限までに自己採点の根拠となる「技術資料」【表紙（提出日記入）、合併等申告書、様式、添付資料等】を提出してください。
- 技術資料作成に用いる様式は、埼玉県電子入札共同システムに添付されている「【技術資料様式（第一順位者用）】市道 12739 号線外 3 路線道路改良工事（R8）(2 債）.xlsx」を使用してください。

（2） 提出方法

技術資料の提出方法は、メール及びＣＤ－Ｒ又は転送ファイルサービスの中から負担の少ないものにて提出してください。

〈メールで送付する場合の注意事項〉

- 変更又は追加がある場合は、該当するもののみ提出してください。
- メール受信容量に限りがあるため、１通あたり１０ＭＢ程度の容量とし、それを超える場合は分割するなどして送信してください。
- 本市のセキュリティ対策により、メールが届かなかったり、受信までに時間がかかる場合があるため、締切時間までに余裕を持って、確実に提出できるよう注意してください。
- メールの件名欄には、工事件名の前に必ず「総合評価技術資料」と明記してください。
  例：総合評価技術資料　○○号線道路改良工事
- メールを送付した後は、必ず提出先の契約課工事契約第２係へ「送付した旨」を電話連絡してください。

（3） 受付期間

令和８年１１月９日（月） から　令和８年１１月１０日（火）まで

※ 閉庁時間を除きます。

※ 最終日の受付は１５時までとします。

※ 第一順位者が変更となった場合、新たに提出を求める場合があります。

（4） 提出先

さいたま市　財政局　契約管理部　契約課（工事契約第２係）

メールアドレス　keiyaku@city.saitama.lg.jp

連絡先　０４８－８２９－１８９８（直通）

（５） 提出書類

① 全ての技術資料を１つのＰＤＦファイルに変換して提出してください。作成方法については、「さいたま市総合評価方式　入札に関する書類作成の手引き（入札参加者用）」を参照してください。
(https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/003/p013455.html)

〈 注意事項 〉

- 提出書類は、「技術資料表紙（提出日記入）」と「合併等申告書」を必ず添付のうえ提出してください。
- 複数の案件に参加する場合は、全ての案件について、それぞれ全ての技術資料を提出してください。

８　入札及び開札の日時及び場所

一般競争入札の公告に示している日時及び場所。

９　落札者決定後の入札結果公表

落札者決定後の入札結果の公表については、さいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱に基づき公表します。

１０　実施上の留意事項

（１）発注者は、技術資料に示された内容が提出者以外のものに知られることのないように取り扱うものとします。
（２）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
（３）提出された技術資料は、技術評価の目的以外に、提出者に無断で使用することはありません。
（４）提出された技術資料は、返却しません。
（５）自己採点申請書の再提出や技術資料の追加・修正は、認めません。

１１　質疑・回答

（１）工事に関する質疑・回答

原則、埼玉県電子入札共同システムにおいて行います。

（２）自己採点申請書及び技術資料作成に関する問い合わせ

さいたま市　財政局　契約管理部　契約課（工事契約第２係）
連絡先：０４８－８２９－１８９８（直通）